

㈱ワールドアベニューでの海外留学プログラム約款・キャンセル条項<取消料>の改定と改善申入れ等の対応経過資料

当該事業者での海外留学プログラム約款の改定経過

当機構での改善申入れ等経過

当該事業者への申入れ・裁判外の差止請求の実施

当該事業者に対する差止請求訴訟の提起

<当初(2008年3月以降適用)の海外留学プログラム約款のキャンセル条項>

- ① 「申込金はメンバー資格取得費用ですので、一旦お支払いされますと理由の如何に関わらず返金できません」<「プログラム代金」の定めからの抜粋>、「申込金は全て参加費用の一部に充当」<「契約の成立」の定めからの抜粋>。
- ② 取消料は、STEP I から STEP II への移行前日までは申込金全額、STEP II 以降は、解約時期に応じて「申込金+プログラム代金の20%~100%」。
- ③ 現地受入れ機関へのキャンセル料が発生した場合は、その費用を徴収。また、現地受入れ機関から返金がある場合は返還する。

2010年5月17日に改善を申入れ

「申込金(現行約款での「留学業務取扱料金」に相当する。以下同様。)を一切返還しない」とする定め等は、当該事業者のサービス提供内容・状況とは無関係に、平均的な損害を超えた違約金等を定めるものであるため(消費者契約法第9条1号に該当)、その改善等を求めた。

再申入れや面談協議等での改善要請。

<2010年12月25日改定・海外留学プログラム約款のキャンセル条項>

① 申込金に関わる取消料

プログラム区分と内容	取消料(契約日からのみ起算)			
	~7日目	8~19日目	20~29日目	30日目~
A 中学・高校・短大・専門・大学・大学院留学等プログラム	0円	105,000円	210,000円	申込金全額
B 海外インターシッププログラム				
C 看護師資格取得のプログラム				
D 長期語学、学生ビザ対象の語学研修・専門学校留学(1年未満)等プログラム	0円	31,500円	42,000円	
E ガイディングインストラクタープログラム				
F ワーキングホリデー・観光ビザ対象の短期留学プログラム				

引き続きの改善申入れ・協議等

「海外留学プログラム契約を出発日以前に解約した場合の『取消料』が、画一的に契約成立日からの起算のみで設定され、また「契約成立日から30日経過後には申込金の全額を取消料とし、申込金は返還しない」等の定め改善を求めた。

当該事業者からは改善回答が得られなかった。

② 申込金以外の残金(授業料・滞在費・現地ホテル費など海外に支払う費用)は現地受入れ機関の各規定に基づく解約料金を差し引き返金いたします。

2011年9月14日に差止請求訴訟を提起

2010年12月5日改定約款のキャンセル条項(取消料の設定)の差止請求。

改定後約款の検証等。

<2011年10月17日改定・海外留学プログラム約款のキャンセル条項>

★約款では、留学業務取扱料金に対する返還額を定めているため、割合の記載が異なります。

プログラム区分と内容	留学業務取扱料金(単位:円)	取消料(留学業務取扱料金に対する割合で設定)						
		契約成立日から起算			出発日の前日から起算			
		~8日目(イ)	9日目以降(ロ)	31日目以降(ハ)	90日目以降(ニ)	60日目以降(ホ)	30日目以降(ヘ)	7日目以降(ト)
A 小・中・高校・短大・専門・資格取得・大学・大学院留学等プログラム	94,500 ~262,500	0%	10%	30%	50%	70%	80%	100%
B 海外インターシッププログラム	52,500 ~315,000							
C 学生ビザ対象の語学研修プログラム	73,500							
D ワーキングホリデープログラム	52,500							
E 観光ビザ対象の短期留学プログラム	31,500							

2011年12月26日に訴えの変更申立

2011年10月17日改定約款のキャンセル条項(取消料の設定)の内、「ハ」=「契約成立日から31日目で留学業務取扱料金の30%を取消料とする設定」でかつ、「看護師資格取得や大学等留学等プログラムにおける高額の取消料の設定」に関する差止請求。

当該事業者の具体的な業務内容(渡航先や留学先学校の決定や入学手続きと時期等)の検証。

※「イ」はトの場合、「ロ」はハ~トの場合、「ハ」はニ~トの場合、「ニ」はホ~トの場合、「ホ」はヘ~トの場合、「ヘ」はトの場合をそれぞれ除く。

★その他留学代金については海外受入機関の規定に基づく解約料金を差し引き返金される。

引き返金される。

裁判上の和解へ!

<2012年11月5日の裁判上の和解に基づく改定事項>

★約款では、留学業務取扱料金に対する返還額を定めているため、割合の記載が異なります。

プログラム区分と内容	留学業務取扱料金(単位:円)	取消料(留学業務取扱料金に対する割合で設定)						
		契約成立日から起算			出発日の前日から起算			
		~8日目(イ)	9日目以降(ロ)	61日目以降(ハ)	90日目以降(ニ)	60日目以降(ホ)	30日目以降(ヘ)	7日目以降(ト)
A~E (※上記、2010年10月17日改定と同様)		0%	10%	30%	50%	70%	80%	100%

※「イ」はトの場合、「ロ」はハ~トの場合、「ハ」はニ~トの場合、「ニ」はホ~トの場合、「ホ」はヘ~トの場合、「ヘ」はトの場合をそれぞれ除く。

★その他留学代金については海外受入機関の規定に基づく解約料金を差し引き返金される。

★当該事業者の場合、留学先学校への出願手続きや看護師資格取得の申請書類作成等をもって留学業務取扱料金の30%相当の業務が行われたものと考えられ、また申込者のほとんどが60日以内に出願・入学手続きを終えている資料が示されたこと、さらに当該事業者が「留学業務取扱料金の30%の取消料とする時期を契約成立日から61日目に変更する(全プログラムに適用)」との申し出があったため、裁判上の和解へ。